

#### 4) 水質

「水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)」に基づく排水基準を表 2.2.7.2-9 に示す。

表 2.2.7.2-9(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(1/2)

#### 〔有害物質による汚染〕

有害物質	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよびEPNに限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素(ひそ)及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チラウム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L

備考 1.「検出されないこと。」とは、「排水基準を定める総理府令(昭和 46 年第 35 号)」第2条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2.砒素(ひそ)及びその化合物についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)」の施行の際現にゆう出している温泉(「温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)」第2条第 1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

注)出典:「排水基準を定める総理府令」(昭和 46 年第 35 号)

表 2.2.7.2-9(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(2/2)

[その他の汚染]

項目	許容限度
水素イオン濃度(PH)	海域への排出の場合 5.0~9.0 それ以外の水域への排出の場合 5.8~8.6
生物学的酸素要求量(BOD)	160 mg/L(日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/L(日間平均 120 mg/L)
浮遊物質量(SS)	200 mg/L(日間平均 150 mg/L)
鉱油類含有量	5 mg/L
動植物油脂類含有量	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	5 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
弗素含有量	15 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120 mg/L(日間平均 60 mg/L)
燐含有量	16 mg/L(日間平均 8 mg/L)

備考 1.「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2.この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

3.水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。

4.水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び弗素含有量についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

5.生物学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

6.窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって、水の塩素イオン含有量が1Lにつき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

7.燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

注)出典:「排水基準を定める総理府令(昭和 46 年第 35 号)」